

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会規程（平成16年旭医大達第115号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第2条（略） （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1） 経営企画部長 （2） 診療科（内科（代謝・免疫・消化器・血液）及び外科（血管・呼吸・腫瘍、 <u>心臓大血管、肝胆膵・移植、消化管</u> ）を除く。）の教員 各1人 （3） <u>内科（代謝・免疫・消化器・血液）の教員のうちから 2人</u> （新設） （4） <u>外科（血管・呼吸・腫瘍、心臓大血管、肝胆膵・移植、消化管）の領域の教員 各1人</u> （新設） （5） 臨床検査・輸血部、手術部、放射線部の教員 各1人 （6） 経営企画部副部長のうちから 1人 （7） 病院事務部医療支援課長	第1条～第2条（略） （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1） 経営企画部長 （2） <u>各診療科の教員 各1人</u>  （3） 臨床検査・輸血部、手術部、放射線部の教員 各1人 （4） 経営企画部副部長のうちから 1人 （5） 病院事務部医療支援課長

2 前項第2号から第6号に掲げる委員は、各診療科長及び当該各部の部長の推薦に基づき、病院長が委嘱する。

第4条～第10条（略）

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

社会保険診療審査委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るものである。

2 前項第2号及び第3号に掲げる委員は、各診療科長及び当該各部の部長の推薦に基づき、病院長が委嘱する。

第4条～第10条（略）